

入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成21年4月1日施行）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) (1) 及び (2) の場合において、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前に第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなすこととする。</p> <p>(5) (1) 及び (2) の場合において、「1級建設機械施工技士」は「1級建設機械施工管理技士」と、「2級建設機械施工技士」は「2級建設機械施工管理技士」とみなす。</p>	<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) _____ _____ _____ _____</p> <p>(5) _____ _____ _____</p>
<p>11 建設業退職金共済制度への加入等について</p> <p>町では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は、対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、電子申請方式とした場合は、対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて勤労状況報告を行い、掛金を充当すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること。また、電子申請方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを合わせて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること。又は建退</p>	<p>11 建設業退職金共済制度への加入等について</p> <p>町では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の _____ 対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。 _____ _____ _____</p> <p>(2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、 _____ 下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、 _____ _____ _____ 又は建退</p>

共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済並びに共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。

（3）建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を証紙貼付方式においては工事請負契約締結後1ヶ月以内に、電子申請方式においては工事請負契約締結後40日以内に町に提出すること。

なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作等の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。

（4）（3）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、（3）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

（5）秋田県の「建設業退職金共済制度取扱要綱」に定める建設業退職金共済制度掛け金充当実績総括表及び建退共済証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して町に提出すること。

（6）町から共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

（7）略

12 労働保険制度及び建設労災補償制度への加入等について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

（1）工事請負契約を締結した場合は、公益財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に町に提出すること。

（2）略

共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙_____の_____の購入及び貼付_____を促進すること。

（3）建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を_____工事請負契約締結後1ヶ月以内に_____町に提出すること。

なお、_____

_____請負契約締結当初は工場製作等の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙_____の購入予定時期を書面により申し出ること。

（4）（3）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙_____を追加購入したときは、当該共済証紙_____に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、（3）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙_____を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

（5）別_____に定める_____建退共済証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して町に提出すること。

（6）町から共済証紙_____の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

（7）略

12 労働保険制度及び建設労災補償制度への加入等について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

（1）工事請負契約を締結した場合は、_____財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に町に提出すること。

（2）略